



「質感の高いまちづくりへ」

四国中央市長 井原 巧

平成16年4月1日に、市民の皆様待望の新市「四国中央市」が誕生しました。当地域の合併協議は、昭和の大合併直後より幾度となく繰り返されてきましたが、平成の世によりやく成就されました。これは、ひとえに先人の方々の並々ならぬご努力、ご苦労の賜物であると同時に、市民の皆様方の深いご理解、ご協力により、まさに夢が結実したものでございます。

当市は、全国的にも稀な紙産業を中心とした強固な産業基盤を持つまちであり、また、四国の高速道路網「エクスハイウェイ」の結節地として交通の利便性では四国の中でも最高の好条件を備えております。この有利な条件を活用し飛躍的な発展を遂げるべく、現在、重要港湾である「三島川之江港」に多目的国際ターミナル「エクスポート四国ロジサイト」の整備が順調に進んでおり、完成の暁には陸路のみならず、海路においても四国の中心的存在となり、国内はもとより、国外へも開けた物流、情報発信基地になりうると確信しております。

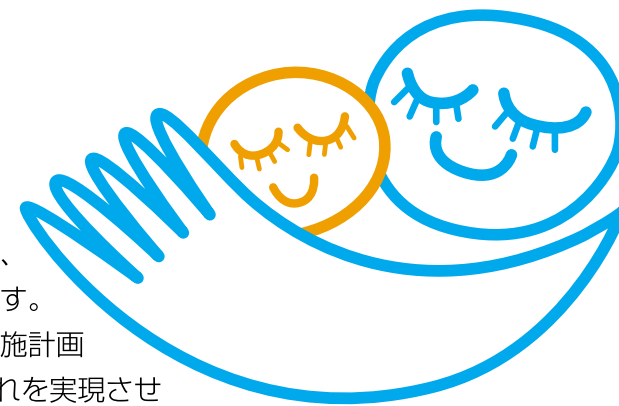
また、この工業都市というイメージのほか当市は、燧灘、法皇山脈など美しい、豊かな自然に恵まれており、市民生活、産業発展に必要な水資源を提供し、市内外から訪れる人々に癒しと安らぎを与える恒久の財産を有しております。

このように、まち・うみ・やまのバランスがとれた新市のまちづくりとして『四国のまんなか 人がまんなか 手をつなぎ、明日をひらく元気都市』を将来都市像に掲げ、行政と市民が共に手を取り合い、それぞれの役割を果たし、協働して「四国一 質感の高いまちづくり」を目標とする「第一次四国中央市総合計画」を策定いたしました。

今後は、市民が合併してよかったと思えるよう、地方自治運営の主人公である市民の皆様を中心として、公平公正で、地域の融和を目指したまちづくりを推進するとともに、次世代に自信と誇りをもって愛する郷土を引き継いでいけるよう全力で邁進していく所存でございますので、市民の皆様の一層のご協力、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たりまして、2年間にわたり終始ご熱心にご審議、ご検討をいただきました基本構想審議会委員の皆様方をはじめ、市民アンケートでご協力、ご意見をいただきました多くの市民の皆様様に厚くお礼を申し上げます。

平成17年9月



総合計画とは

総合計画とは、まちづくりにおいて最も基本となる計画で、市の行政運営を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。

この「四国中央市総合計画」は、基本構想・基本計画・実施計画の3本柱で構成され、本市が理想とする都市像を展望し、それを実現させるための基本方針を定めたものです。計画期間は合併後10年間とし、平成26年度を目標年度としています。

基本構想

まちづくりの指針となるものです。本市のあるべき姿、それを実現するための施策の大綱を明らかにします。各種の行政計画は、この基本構想に基づいて立案・実施されます。

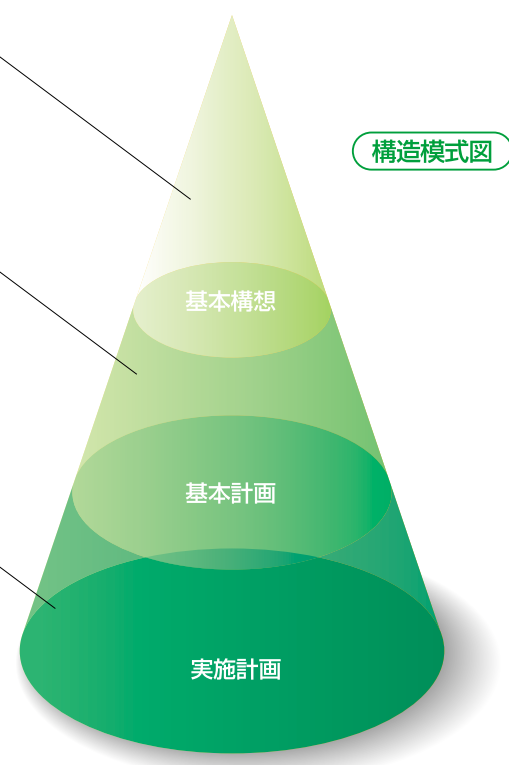
基本計画

基本構想に基づき、各行政分野における施策を総合的かつ体系的に示すものです。

平成26年度を目標年度としていますが、さまざまな要因により行政事情の変化等が予想されるため、本基本計画においては策定後5年をめどとして見直しを行うこととしています。

実施計画

基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施するために定められ、向こう3年間の年次計画を1年ごとに見直す短期の計画です。毎年度の予算編成や事業実施の指針となります。



市の紹介

平成16年(2004)4月1日、川之江市・伊予三島市・宇摩郡土居町・宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併し、四国中央市が誕生しました。

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域です。地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に市街地を形成しています。海岸線西部には、美しい自然海岸が続き、その南には広大な農地が広がっています。さらに南には法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな自然の恵みが、産業や生活を支えています。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江・川之江東の2つのジャンクションを有し、四国の「エクスハイウェイ」の中心地となっており、四国各県の県庁所在地のいずれとも、ほぼ1時間で結ばれるという好条件にあります。

海路では、四国最大規模の国際貿易港として「四国ロジサイト」の建設が進められています(平成18年竣工予定)。四国ロジサイトは、四国屈指の多目的国際ターミナルに立地しており、海上貨物を取り扱うにも絶好のロケーションにあります。海路で海外と直結し、陸路ではエクスハイウェイの効果を最大限に活用できる地域として、今後の飛躍的な発展が期待されています。

基本構想

新しいまちづくりの背景

● 人と環境の世紀

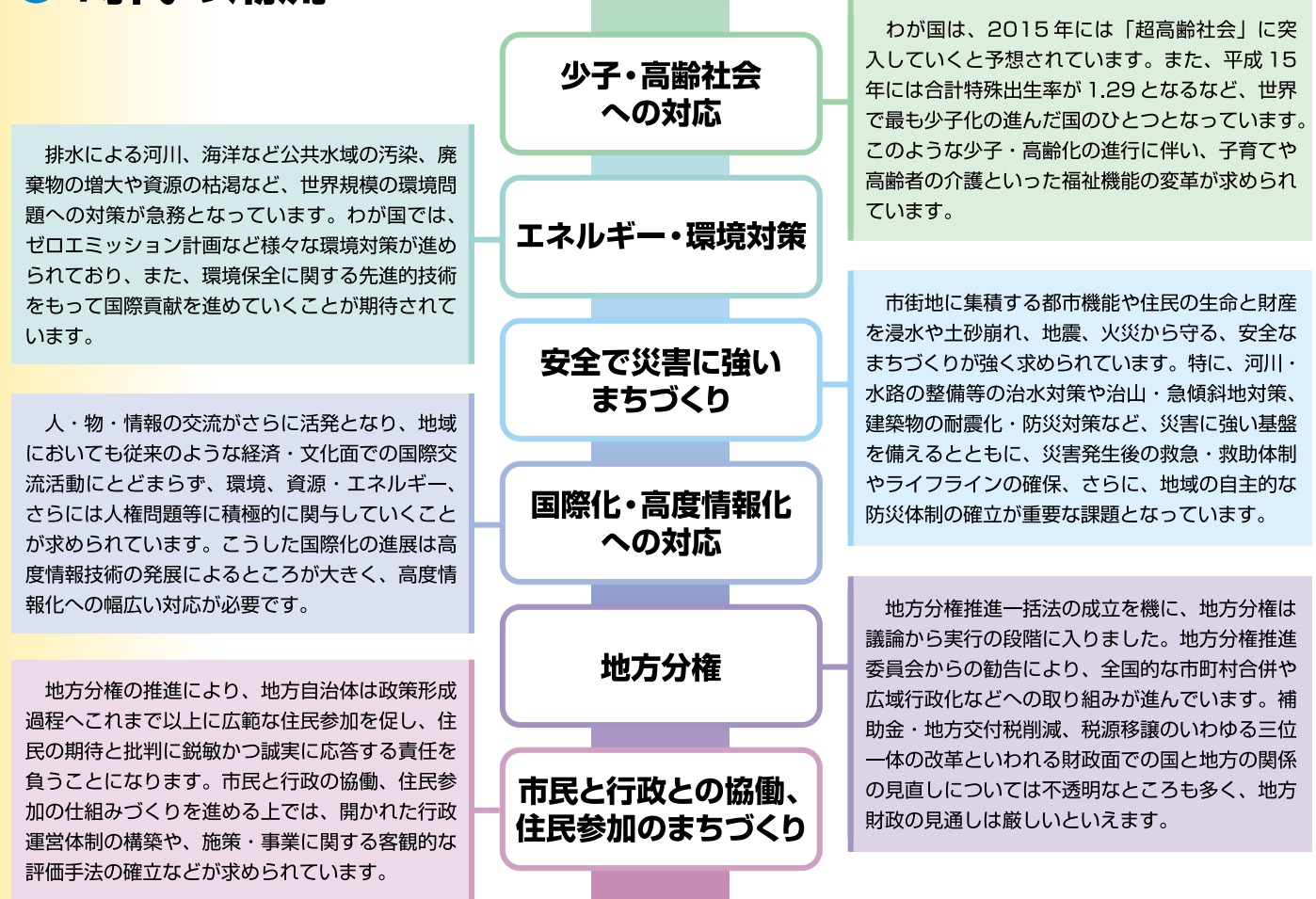
四国中央市が誕生し、新しい船出をしようとしている現在、わが国の経済・社会は大きな転換期にあります。

右肩上がりの発展を前提としたこれまでの地域経営は、見直しを必要とされています。少子・高齢化が進むなかで、どのように地域の活力を維持していくか、そして財政的な自立をどのように確保していくかが地方自治体の大きな課題となっています。特に、世界のどの国も経験したことがない超高齢社会を迎えるにあたって、一人ひとりの「人」に直接関わる施策体系の再構築が重要となっています。

また、地球規模での環境の問題も深刻化しており、地域においても環境への負荷を低減する取り組みが重要な課題となっています。公害の防止にとどまらず、省資源・省エネルギーやごみの再資源化・リサイクル、市民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイル（生活様式）の確立といった幅広い「環境」問題への取り組みが求められています。少子・高齢化問題への対応と同様に、これまでの価値観や常識を180度転換するような社会的大変革が必要です。

本市の新しいまちづくりにおいても「人」と「環境」の問題について、対応の明確な方向性を示していくことが求められます。

● 時代の潮流



まちづくりの課題

1 高い産業集積と都市基盤の充実が進んだ四国の中心都市・環瀬戸内海地域の核都市

中小企業の技術力の向上や経営基盤の強化、住工混在の解消による住環境や操業環境の改善など、構造的な体質強化による「ものづくり」の基本を確かなものとする地場産業の育成を図るとともに、新たなベンチャー企業の育成等、新たな可能性を育むことも必要です。

また、高速交通基盤の整備をはじめとする都市基盤の充実により、瀬戸内を内海とする環瀬戸内海地域の核都市としての重要な役割を果たすことが求められています。交流拠点として人・物・情報が集積し、活力と文化を創造する地域づくりを進めることをめざします。

2 美しい海・山の自然を活かした多自然定住都市

本市の最大の資源は「人（文化）」とならんで「自然（環境）」であるといえます。これまで、自然の恩恵を受けながら発展してきた本圏域において、自然を守り環境と共生していくことが今後の重要な課題のひとつであるといえます。環境に優しい都市整備手法の導入、環境共生住宅の整備、ごみ・し尿処理やリサイクルなど環境への負荷を抑えた生活システムの構築といった取り組みにより「自然から得たものは自然に帰す」という理念を定着させ、実践する都市づくりが必要です。

3 子どもから高齢者まで安心して住める健康・高福祉都市

児童や高齢者等に対する福祉対策は、地域住民のニーズを的確に反映した効果的な福祉サービスの確保を図ることであり、民間事業者の育成も含めたサービス提供基盤の確保が重要となっています。安心して子どもを産み育てられる環境が用意され、高齢になっても、また、障害をもつことになっても地域の中で住み続けられる福祉社会を築く必要があります。地域福祉の推進は、これからの地域づくりの大きな役割を担うことにもなるため、地域独自の福祉のシステムと文化を育むことが求められています。

4 人づくりと市民・行政の役割分担による協働都市

地域・学校・家庭が三位一体となった学習体系を樹立するとともに教育環境の整備充実を図り、人権意識にあふれた生涯学習社会を構築することが重要です。自主的・主体的に活動する市民を育成し、困難な時代を市民・行政がともに協働することで乗り越え、新市の未来を創造していくことが求められます。そのため必要なことは、市民意識の啓発及び地域の情報化を進めることはもちろん、これまでの行政と市民の役割を見直し、住民が自治を担える仕組みや規制の緩和など「市としての構造改革」を進めることと考えます。

まちづくりの重点戦略

将来像の実現をめざした10年間のまちづくりを推進するにあたり、より戦略的に施策・事業を展開するため、構想の期間を大きく3つのステージ（段階）に区分し、財政運営の指針も含めたまちづくりの重点戦略を明らかにします。

構想推進の3つのステージ

第1ステージ（再編・構築期）

■期間 概ね平成17～19年度

■まちづくりの重点戦略

- 本市のまちづくりの基礎をつくるために幹線道路網の整備、治山・治水対策、高度情報基盤としてのCATV（ケーブルテレビ）の整備などを進めます。
- 既存産業の活性化、物流機能の充実を図り、さらなる産業発展の基礎づくりとします。
- 子育ての支援、母性ならびに乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備など、次世代育成支援のための計画を推進します。
- 高齢化に対応した介護基盤の確保を進めるとともに、国の制度改革に対応した障害者支援の体制整備を進めます。
- 学校教育施設の整備を進めるとともに、地域活動の拠点施設の整備を進めます。
- 四国中央市としての新たな連帯感、市民意識の醸成を図るため、四国中央市のCI（コーポレート・アイデンティティ：組織の独自性向上活動）・シンボルづくりを進めます。
- 効率的な行財政運営の推進、協働のまちづくりのための基礎づくりとして、自治基本条例の制定及び地域審議会の活用、情報公開の推進、行政評価システムの整備及びこれを踏まえた行財政改革を進めるとともに、自主的な市民活動の主体となるNPO、ボランティア、地域リーダー等の育成を進めます。

■財政運営指針

- 合併特例債の活用等により、財政規模は拡大することが期待できますが、合併して間もないこともあり、行政運営にかかるコストも急激な変化や混乱、市民サービスの低下を避けるという点から、完全な効率化が求めにくい状況が考えられるため、無駄をなくしていこうという意識づくりと新たな時代に対応できる職員資質の向上、新たな行財政運営システムの構築を図ることを目標とします。
- 各種の補助金については、市民主導による見直しを検討するほか、サンセット方式（徐々に少なくしていく方法）の導入による有効な活用を進めます。
- 使用料・手数料の適正化、徴税の推進など自主財源の確保を強化するとともに、市民一人ひとりがまちづくりを支える意識の高揚を図ります。

第1ステージ
再編・構築期

H17

H18

H19

H20

H21

H22

第2ステージ（創造・展開期）

■期間 概ね平成20～24年度

■まちづくりの重点戦略

- 本市の新たなまちづくりを本格化させる期間として、幹線道路網と結ぶ地域内道路の整備拡充を進めるほか、中心市街地をはじめとする市街地の整備や高次な都市機能の集積、ユニバーサルデザイン（あらゆる人が使いやすいデザイン）のまちづくり、住宅・宅地開発、様々な市民活動や交流事業の拠点となる施設や公園、余暇基盤等の整備を進めます。
- 新たな飛躍を支える新産業の育成を進めるとともに、農林水産業も含めた地域産業の融業化（産業の融合化）、高度化を図ります。特に、物流・交流関連産業の育成を本格化させ、四国・瀬戸内海地域の経済を牽引する産業都市づくりをめざします。
- 一層きめの細かい保健・福祉・医療サービス体制の整備を進め、あらゆる市民が安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。特に、少子化に対して次世代育成支援対策の一層の充実強化を図るとともに、高齢者や障害者も安心して地域で暮らし続けられる地域福祉システムの構築をめざします。
- 本市の未来をひらく人材を育成するため、高度な教育機能の整備を進めるとともに、生涯学習社会の実現をめざします。
- 四国中央市としてのブランド（商標、銘柄）の確立をめざし、分野にこだわらない前向きな活動を育成します。
- 効率的な行財政運営システムの構築を実現させるとともに、協働のまちづくりの定着化、住民自治の育成等を図り、全国にさがかけた地域運営の実現をめざします。

■財政運営指針

- 産業の育成や定住化政策の推進など、財政基盤の確保に努めます。
- まちづくりについての市民・企業との役割分担を明確化し、公共サービスの民営化や地域内分権による地域住民の自主的なまちづくりの展開に向けた新たな仕組みづくりを進めます。

第3ステージ（熟成・飛躍期）

■期間 概ね平成25～26年度

■まちづくりの重点戦略

- 土地利用や都市計画の現状評価、新たな広域道路網や公共交通システムの検討などを進めるほか、景観整備など快適で魅力ある都市環境の創出を図ります。
- 産業都市としての地位を揺るぎないものにするるとともに、人を対象とする新たなサービス業の育成を進めます。
- 行政・市民・企業が一体となった循環型社会の構築をめざし、新たな処理施設の確保、リサイクル産業の育成を図ります。
- 四国中央市独自の地域福祉文化の創造をめざして、行政・市民・企業等が一体となった安定的な保健・福祉・医療サービスシステムを構築し、真の共生社会を実現します。
- 誰もが自己実現を図りながら、しあわせな人生をおくることができるよう、また、四国中央市に住むことが市民の誇りとなるように質の高い市民文化の醸成を図ります。
- 行政のスリム化を一層進めるとともに、まちづくりのコーディネーター（調整者）としての機能の拡充、職員資質の向上を図ります。

■財政運営指針

- 財政運営の安定化及び新たな地域投資に向けた財源の確保に努めます。
- 地域内分権を確立し、バランスある地域整備を推進することで、市全体が生き活きと成長を続けるまちづくりをめざします。

第2ステージ
創造・展開期

H23

H24

H25

H26年度

第3ステージ
熟成・飛躍期

まちづくりの理念

市民一人ひとりの しあわせづくりの応援

まちづくりとは、しあわせな暮らしを実現しようと一生懸命に生きている市民を支え、応援することにはほかありません。そのためには市民が主体となったまちづくりを進めていくことが大切であり、市民一人ひとりがしあわせであって始めて、まち全体が活力に満ちて発展していくものといえます。こうした考えから、新たなまちづくりの理念を『**市民一人ひとりのしあわせづくりの応援**』としました。いつでも市民がしあわせを感じられる質感の高いまち、そして、時代に対応してたくましく発展するまちをめざします。



敬老の家事業



園児が育て、収穫した野菜



健康まつり 健康相談

将来像

四国のまんなか 人がまんなか 手をつなぎ、明日をひらく元気都市



合併記念イベント 四州夏祭り「結」フィナーレ

四国の中央（まんなか）に位置する交流都市・四国中央市のまちづくりは、まちづくりを支える市民を大切に、生き生きとした人を育むことをめざしています。そのうえで、市民一人ひとりがそれぞれの人生の主役として輝くことができるよう、積極的に応援します。

市民・企業と行政が手をつなぎ、新しい明日をひらいていく元気いっぱいの協働都市づくりにチャレンジします。

将来人口



土地利用の基本方針

市域を4つのゾーン、「産業物流ゾーン」「市街地ゾーン」「自然海浜ゾーン」「山間交流ゾーン」に分け、それぞれのゾーンの特性を活かしながら地域整備を進めます。

産業物流ゾーン



重要港湾三島川之江港を海の玄関口、三島川之江インターチェンジを陸の玄関口とし、製紙・紙加工業を基幹とする工業が集積している地域です。今後も四国中央市の経済を牽引する役割をもったゾーンとして、製紙・紙加工業の高度化を促進しながら、物流機能を高め、さらに新たな産業の育成を図ります。

市街地ゾーン



市街地ゾーンは、多くの市民が暮らし、各種の都市施設が集積する地域であり、まちの賑わいの拠点となっています。ここでは、多様な市民活動や交流活動、サービス等の経済活動が円滑に行われるよう市街地整備を進めるとともに、安全・快適でうるおいある生活環境の創出を図ります。

自然海浜ゾーン



自然海浜ゾーンは、磯浦海岸や藤原海岸に代表される美しい浜辺と豊かな自然を保っており、瀬戸内海でも貴重な存在となっています。水産業の育成はもとより、これらの自然を活かし、新鮮な海産物の直販体制の整備やイベントの開催により、魅力ある地域整備を進めます。

また、この海岸の南側に広がる平野部では、広い耕地を利用した高度な農業生産体系を保っており、水産業と連携した取り組みにより、農漁村と都市との交流活動を展開します。

山間交流ゾーン



山間交流ゾーンは、本市にとって重要な水源地であり、その大半を森林が占め、広く林業が営まれています。森林は水源涵養、水害防止、環境保全など多面的な機能を有し、市民生活と密接に結びついています。この豊かな緑の環境を活かして「霧の森」や「翠波高原」「スカイフィールド富郷」などの林間レジャー、アウトドア活動の拠点が点在しています。今後も、水源の涵養など森林の公益機能に配慮した保全を図るとともに、市民や市外から訪れる人々の憩いとやすらぎ、交流の場としての整備を進めます。

まちづくりの基本方向

四国中央市のまちづくり

「四国のまんなか」であるために

四国エクスハイウェイの結節点に位置する本市は、四国内の交流拠点としての役割が期待されています。そこで、様々な交流の場における受け皿の整備を進めるなど「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進めます。

潤いある環境をつくる(環境共生都市)

○計画的な土地利用の推進(土地利用) ○地域環境の保全・管理の推進(環境対策・環境管理) ○豊かな自然環境の保全(自然環境保全) ○公害のない安全で快適な環境の創造(公害防止) ○循環型社会の構築(省資源・リサイクル・新エネルギー) ○適切で効率的なごみ・し尿の処理(ごみ・し尿処理) ○地域環境の向上(環境美化・墓地・斎場) ○地域性を活かした景観の創造(地域景観) ○憩い・ふれあい・交流の場づくり(公園・緑地、余暇・交流施設)

高度な産業構造をつくる

(高次産業都市)

○地域経済を支える工業の振興(工業) ○未来をひらく新たな産業の育成(新規産業) ○賑わいあふれる地域商業の振興(商業) ○豊かな自然の恵みを活かした農林水産業の振興(農林水産業) ○地域資源を活用した観光・コンベンションの振興(観光・コンベンション) ○就労の促進と働く人への支援(就労・勤労者対策) ○消費者の保護と啓発(消費者対策)

交流の基盤をつくる(四国交流拠点都市)

○快適で賑わいある市街地の整備(市街地整備) ○市民生活と産業活動、交流を支える道路網の整備(道路) ○円滑な公共交通の確保(公共交通) ○海の物流拠点づくり(港湾) ○四国中央地域県際交流圏の形成(広域情報ネットワーク・広域連携・道州制) ○地域の高度情報化の推進(情報化) ○安全でおいしい水の安定した供給(水資源・上水道) ○快適な生活の実現と水域環境の保全(下水道・下水処理) ○市民生活の基本となる住宅・宅地の確保(住宅・宅地) ○災害に強い防災都市づくり(消防・防災・救急・救助) ○安全な地域生活の確保(地域安全・交通安全)

「人がまんなか」であるために

本市の施策の根本は「人がまんなか」であるということです。まちづくりの主役は市民であるということを変更して認識し、協働の精神を広く浸透させます。また、市民一人ひとりの大切な命、健康、安心の生活を保障するなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

みんなでつくる(協働都市)

○コミュニティの育成と住民自治の促進(コミュニティ) ○市民と行政のコミュニケーションの充実(広報・広聴・情報公開) ○市民・行政協働のまちづくりの推進(市民参画) ○効率的な行政運営の実現(行政運営・機構改革・行政評価) ○健全な財政運営の推進(財政運営・財政改革)

安心できる暮らしをつくる

(健康・福祉都市)

○健やかな市民生活の実現(保健・医療) ○支えあう地域福祉文化の構築(地域福祉) ○誰もが安心して暮らせる生活の支援(高齢者・障害者・低所得者等) ○地域ぐるみの次世代育成支援(児童・ひとり親世帯) ○生活を支える社会保障の充実(保険・年金)

人材と文化をつくる(生涯学習都市)

○人権の尊重と男女共同参画社会の実現(人権・同和教育、男女共同) ○児童・青少年の健全な育成(児童・青少年健全育成) ○学校・地域・家庭が一体となった教育環境づくり(学校教育) ○明日を担う優秀な人材の育成(高等教育) ○市民一人ひとりが生き生きと輝く生涯学習の推進(生涯学習) ○豊かな地域文化の創造(地域文化) ○スポーツ・レクリエーションの振興と余暇活動の充実(スポーツ・レクリエーション・余暇) ○多様な交流活動の展開(交流)

基本計画

四国のまんなかであるために

四国縦貫自動車道第7次区間（三島川之江IC～土居IC）は、四国初の高速道路として脚光を浴び、以来手足を伸ばすように四国内に高速道路が伸展していきました。着工するまでが難しいと言われる高速道路ですが、「四国のまんなか」に位置することもあり、当地がその手始めとなりました。

四国エックスハイウェイの結節点に位置することにより、「四国の交流拠点」という新たな可能性が与えられました。交流拠点には、物・情報・人材が集まり、新たな産業や文化が育ちます。より力強い郷土を築いていくためには何が必要かを考えながら、私たちは様々な交流基盤の整備を進め「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進めていきます。

潤いある環境をつくる（環境共生都市）

豊かな自然と共生した潤いある地域環境を創造するため、計画的な土地利用の推進や循環型社会の構築など積極的な環境対策を推進します。また、魅力ある地域景観の創造、憩い・ふれあい・交流の場の充実をめざします。

計画的な土地利用の推進（土地利用）

- 公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本とし、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- 自然的な土地利用については、農地や海岸、森林の保全・整備、自然環境保全地区等の指定により、自然豊かな地域環境の維持を図ります。
- 都市的な土地利用については、市街地の再開発や土地区画整理事業等による適正な市街化の促進を図るとともに、防災対策に配慮した都市づくりの推進に努めながら、良好な住宅地の形成や工業・商業用地の確保と整備を図ります。
- 本市の土地利用動向、都市施設の整備状況など都市化の進展を考慮しながら、都市計画法による都市計画区域・用途地域の決定などを総合的に再検討し、快適な都市環境の確保に努めます。
- 本市の都市計画事業や各種まちづくり施策を進めるための指針となる都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの方針を確立します。
- より高度かつ合理的に国土を利用するための基礎資料として、地籍調査の推進を図ります。

地域環境の保全・管理の推進（環境対策・環境管理）

- 自然環境の保全に配慮した土地利用や公園・緑地の整備などを進めます。
- 環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、推進するなかで、市民・行政共通の具体的な取り組みの展開を図るとともに、環境管理システムの整備・普及に努めます。
- 地球にやさしいライフスタイルの実現をめざす市民意識の啓発、市民の自主的な活動の育成などに努めます。

豊かな自然環境の保全（自然環境保全）

- 自然と共生した土地利用の推進による保全に努めます。
- 実態調査・研究の推進、自然保護意識の啓発を図ります。
- 自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

公害のない安全で快適な環境の創造（公害防止）

- 企業の自主的な公害防止対策への取り組みを促進します。
- 「都市・生活型公害」や廃棄物の不適切な処理などによる環境問題に対応し、苦情処理体制及び環境監視パトロール・指導体制を充実するとともに、市民意識の啓発に努めます。

循環型社会の構築（省資源・リサイクル・新エネルギー）

- 行政と市民・企業が一体となって、ごみの減量と再資源化への取り組みに努め、リサイクルのまちづくりをめざします。
- リサイクルセンターの整備など、リサイクルシステムの確立による循環型社会の構築をめざします。
- 循環型社会、環境にやさしいエコ・シティの形成を図るため、ソーラーシステムや風力発電などの新たなエネルギー・代替エネルギーの利用促進及び研究・検討を進めます。

適切で効率的なごみ・し尿の処理（ごみ・し尿処理）

- 人口の増加や市民生活の高度化、産業活動の拡大などに伴いごみの排出・処理量は増大を続けていることから、市をあげてごみの減量化に取り組むとともに、排出量に対応した収集・処理、最終処分場の確保など、ごみの適正な処理を進めます。
- 現有3施設での市内全域のし尿等の衛生処理率の向上に努めるとともに、公共下水道など下水処理施設の整備状況に応じた効率的な収集体制の確保、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の促進に努めます。

地域環境の向上（環境美化・墓地・斎場）

- 快適で衛生的な生活環境を維持・創出するため、地域コミュニティの育成に努めながら、市民の自主的な環境美化活動を促進します。
- 墓地需要の拡大に対応し、既存民有墓地の適正管理を促進、公共墓地・霊園の整備を図ります。
- 火葬場や斎場については、施設・設備を計画的に更新します。

地域性を活かした景観の創造（地域景観）

- 豊かな自然資源・自然景観を守るとともに、個性豊かな都市景観の形成を図るため、景観法による景観行政団体となります。
- 景観に対する市民の意識を高め、市民や企業の参画により魅力ある地域景観づくりに努めます。

憩い・ふれあい・交流の場づくり（公園・緑地、余暇・交流施設）

- 都市公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や子どもの利用に配慮した身近な公園の整備を進めます。
- 公共施設等の緑化や屋敷林・寺社林など身近な緑の保全、市民の積極的な参画による花と緑のまちづくりを推進します。
- 市民の余暇活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、森林資源を活用したキャンプ場や自然体験施設の充実を図ります。

高度な産業構造をつくる（高次産業都市）

特色ある産業の集積と地域資源を活かすことで既存産業の高度化や新たな産業の育成を促し、高次産業群の形成を図ります。また、就労促進や勤労者対策、消費者対策の充実をめざします。

地域経済を支える工業の振興（工業）

- 道路整備等の操業環境の整備を進め、本市工業力の向上を促進します。
- 住宅・工場等の混在の解消と工業の集積を図るため、需要の動向を把握しつつ、市内企業のための新たな工業用地の確保を図ります。
- 中小企業に対して、時代の流れに対応できるよう、経営体質の充実・強化等の支援に努めるとともに、人材能力の開発や技術力の向上等を促進します。
- 工業関連団体の育成及び活動の支援に努めます。

未来をひらく新たな産業の育成（新規産業）

- IT（情報技術）の進展に対応できる人材の育成に努めます。
- パソコンを活用した在宅就業（テレワーク）の普及促進やベンチャー企業への支援など、情報関連産業の育成を図ります。
- 教育・文化、保健・福祉など、対人サービス業の育成に努めます。

賑わいあふれる地域商業の振興（商業）

- 中心市街地の活性化を進めるなかで、商店街環境を整備し、地域性豊かで特色ある商店街づくりを促進します。
- 経営への支援や人的資源の育成と活性化、消費者ニーズに対応したサービスの向上を促進します。
- 港湾やインターチェンジなど海陸の物流拠点と結ぶ物流機能の集積を促進するとともに、各種業務機能の立地を促進します。
- 商業団体の育成及び活動の支援に努めます。

豊かな自然の恵みを活かした農林水産業の振興（農林水産業）

- 今後も時代の潮流に適切に対応しながら、地域性豊かな先端農業地域の形成を図ります。
- 農地の保全・集約化による生産基盤の確保・整備、後継者の育成をはじめとする経営の安定化を図ります。
- 農家の情報化や環境保全型農業の育成など、新たな農業の展開を図ります。
- 「地産地消」活動の推進、観光農業の育成や農村・都市交流の推進など、農業・農地のもつ多様な機能を活かした豊かな地域性の確立をめざします。
- 各種農業団体の育成及び活動の支援に努めます。
- 林業については、森林のもつ公益的な機能に着目し、森林の維持・保全及び計画的な造林・保育を進めながら、林道や治山施設の整備を図ります。
- 特用林産物の振興を図るとともに、自然とふれあう空間としての森林の多面的活用を図ります。
- 林業団体の育成及び活動の支援に努めます。
- 水産業については、漁業生産基盤の整備、資源管理型漁業の推進、水産物流通・加工システムの確立を進めるとともに、魚食普及に努めます。
- 地域の農林水産業と製造業、観光サービス業との融業化を促進し、地域性豊かで魅力ある地域産業の形成を図ります。
- 集落排水施設の整備など、農山村・漁村の生活環境の整備を進めます。

地域資源を活用した観光・コンベンションの振興（観光・コンベンション）

- 生涯余暇時間の増大といった時代潮流や広域的なアクセスに優れた立地条件を踏まえ、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を活かした特色ある観光地づくりをめざした振興ビジョンを策定します。
- 観光基盤及び観光ルートの整備、本市のイメージアップ等による観光的な魅力の向上をめざします。
- 観光団体の育成を図るとともに、広域的な連携による広域観光ルートの整備及びプロモーション（宣伝活動）の充実を努めます。
- 四国の交流拠点都市として中核的な役割を果たすコンベンションホールの整備や宿泊施設の充実促進、民間企業の参画によるイベント企画機能の向上などコンベンションの振興を図ります。

就労の促進と働く人への支援（就労・勤労者対策）

- 民間企業との連携により、福利厚生の実施や労働環境の改善など勤労者福祉の充実を図ります。
- 関係機関との連携により、高齢者や障害者、女性等の雇用・就労の促進を図ります。

消費者の保護と啓発（消費者対策）

- 生活に役立つ商品知識の普及や情報の提供などに努めます。
- 関係機関との緊密な連携により、消費生活苦情相談活動や消費者関連団体の育成を図り、市民の消費生活の安定と向上をめざします。

交流の基盤をつくる (四国交流拠点都市)

市民生活や産業の基盤となる道路や上下水道、情報ネットワークなど社会資本の整備を進め、交流の基盤を強化します。

防災や治安においても先進的な取り組みを図り、本市のみならず四国内の情報、技術、ボランティア資源等が交流し、進取の精神に富むまちづくりをめざします。

快適で賑わいある市街地の整備 (市街地整備)

- 川之江・伊予三島の中心市街地においては、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、快適で賑わいある市街地環境を創出します。
- 再開発や住環境整備事業等の推進による個性豊かな市街地の整備を進めます。
- 周辺市街地においては、土地区画整理事業等による良好な住環境の確保を図ります。

市民生活と産業活動、交流を支える道路網の整備 (道路)

- バイパスなど国・県道の整備促進による広域的な道路交通体系の充実を図ります。
- 市内の幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、市民生活に密着した生活道路の整備に努めます。
- 人にやさしい道づくりをめざし、道路景観の向上やバリアフリー化、道路緑化などに努めます。

円滑な公共交通の確保 (公共交通)

- 関係機関との連携のもとに、鉄道やバスのダイヤの充実、フリーゲージトレイン導入への受け入れ態勢の整備など、輸送力の維持・拡充を促進します。
- コミュニティバスについては、その形態をバスにとらわれることなく、タクシー業界等と連携したデマンド型タクシーの導入検討や、高齢者や交通弱者のバス、タクシー利用を助成するための施策を拡充するなど幅広く対応していきます。

海の物流拠点づくり (港湾)

- 重要港湾三島川之江港の国際港としての機能強化、港湾区域に接続する幹線道路網の整備を促進し、高速道路網と連携した広域的な物流体系の確立をめざします。
- 重要港湾における旅客機能の整備による海上交通の確保を促進します。

四国中央地域県際交流圏の形成 (広域情報ネットワーク・広域連携・道州制)

- 四国中央地域の自治体で構成する「四国中央サミット」の連携を強化し、県境を越えた行政ネットワークの形成や防災・地域安全システムの構築、さらにはCATVやインターネットを利用した四国四県の各種情報提供などを図り、四県の顔が混在する新たな魅力ある都市づくりを進めます。
- 「道州制」について、本市の役割を踏まえ、関係機関へ積極的に働きかけていきます。

地域の高度情報化の推進 (情報化)

- 市民生活の利便性や行政サービスのより一層の向上を図るため、学校教育や社会教育を通じた情報化に対応した人材の育成に努めます。
- 行政の情報化と連携しながら、CATVの整備、活用による地域の情報化を推進します。

安全でおいしい水の安定した供給 (水資源・水道)

- 水源の保全・確保及び水源地域の環境保全による水源涵養機能の維持・向上により水道水や工業用水、農業用水の確保に努めます。
- 水辺の快適空間の整備、防災に配慮した河川・水路の整備を図ります。
- 上水の供給については、水源の保全、水道施設・設備の計画的な整備・更新により安定した給水に努めます。
- 上水道事業及び簡易水道事業等の統合を視野にいれ、計画的な設備投資や総合管理システムの導入を検討し、水道事業の健全な発展をめざします。

快適な生活の実現と水域環境の保全 (下水道)

- 公共下水道事業による下水処理施設の整備を推進するとともに、施設の適正な維持管理、下水道事業の安定化に努めます。

市民生活の基本となる住宅・宅地の整備 (住宅・宅地)

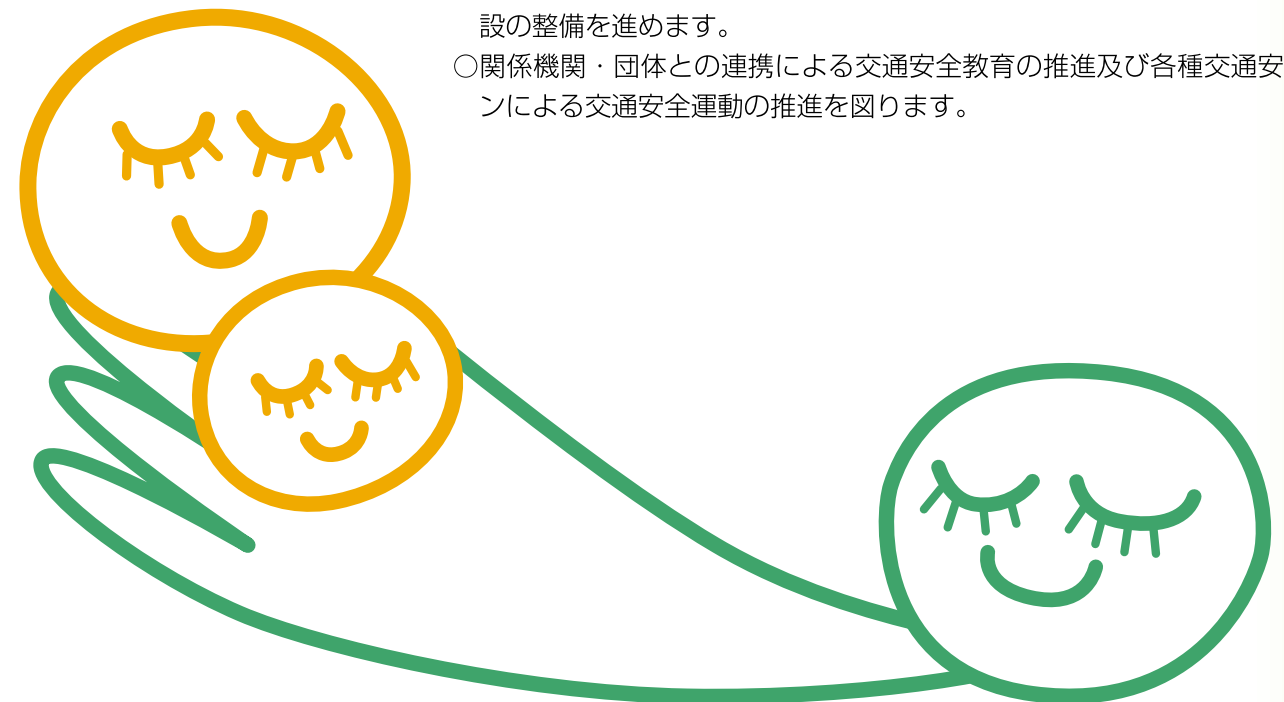
- 新たな住宅地の開発や土地区画整理事業、さらに民間開発の適正誘導による質の高い住宅地の計画的な供給を図ります。
- 住宅密集地区におけるミニ再開発を推進します。
- 市営住宅の維持管理と計画的かつ効果的な建て替え・改善による居住環境の向上を図ります。

災害に強い防災都市づくり (消防・防災・救急・救助)

- 常備消防(水防)体制の充実及び消防(水防)団組織の強化、防災施設の整備等による消防・防災対策の推進を図ります。
- 地域防災計画の策定及びこれを踏まえた防災体制の確立を図ります。
- 消防・防災訓練等を通じた防災意識の啓発や地域の自主防災組織の育成を図ります。
- 市街地におけるオープンスペースの確保や治山・治水事業の推進など、地域全体の防災機能の向上を図ります。
- 救急車両の充実や職員の資質向上及び救急救命士の育成などに努めます。

安全な地域生活の確保 (地域安全・交通安全)

- 関係機関や地域との連携のもとに防犯組織の強化、自主防犯体制の確立、防犯・暴力追放運動の強化を図ります。
- 広報等により、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 交通事故の未然防止に配慮した道づくりや規制の見直しを図りつつ、交通安全施設の整備を進めます。
- 関係機関・団体との連携による交通安全教育の推進及び各種交通安全キャンペーンによる交通安全運動の推進を図ります。



人がまんなかであるために

まちづくりの主役はあくまでも「人」、すなわち市民であることを再認識し、協働の精神を広く浸透させていきます。一人ひとりの大切な命を守り、健康で安心できる生活を保障するなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

みんなでつくる (協働都市)

市民と行政の協働によるまちづくりを展開するための仕組みをつくとともに、新たな時代に対応した行財政運営の実現をめざします。

コミュニティの育成と住民自治の促進 (コミュニティ)

- 自治会活動を支援するなかで、地域活動への参加意識やふるさと意識の高揚、連帯感の醸成、地域リーダーとなる人材の育成を進めます。
- コミュニティ活動の拠点となる施設の充実を図ります。

市民と行政のコミュニケーションの充実 (広報・広聴・情報公開)

- 広報・広聴一体となった推進を基本とし、従来の媒体の充実による活動の充実を図ります。
- ホームページの活用による市民とのコミュニケーションの充実、情報の共有化を図ります。
- 市政への積極的な市民参加を促進するため個人情報保護の条例化及び情報公開システムの整備を進めます。

市民・行政協働のまちづくりの推進 (市民参画)

- 市民参加による自治基本条例の制定に向けた取り組みを行います。
- 市民ニーズの把握及び市民との情報の共有化、各種審議会等への市民参加の推進、パブリックコメント(市民提案)制度の確立、行政評価(施策評価)システムにおける市民参加による委員会の設置、市民参加による補助金見直し機関の設置、住民投票制度の検討など、市民参加機会の充実に努めます。
- 市民の自主的なまちづくり活動の育成、まちづくりNPOやボランティアなど、市民が主体となった各種団体の育成とこれらとの連携によるまちづくりの展開を図ります。
- 地方分権に対応できる職員の意識改革及び能力開発に努めるとともに、国・県との新たな関係の下での各種制度の整備を進めます。

※効率的な行政運営の実現(行政改革)・健全な財政運営の推進(財政運営・財政改革)については後述します。

安心できる暮らしをつくる (健康・福祉都市)

ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉社会の創造をめざします。

健やかな市民生活の実現 (保健・医療)

- 乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図ります。
- 健康診査など生活習慣病対策を核とした保健事業の充実を図ります。
- 各種保健事業や健康づくりの支援活動を支えるマンパワーの確保に努めます。
- 福祉分野との連携を強化し、乳幼児や高齢者、障害者に対する地域でのケア機能の強化を図ります。
- 健康づくりの促進や意識啓発に努めるとともに、健康づくり拠点施設の充実を図

ります。

- 市内医療機関の一層の充実を促進するとともに、病院と診療所の連携及び広域的な医療ネットワークの充実により、初期治療から高度な医療サービス、救急医療に対応した地域医療体制の確立をめざします。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療に的確に対応できる保健と医療のネットワーク体制づくりに努めます。

支えあう地域福祉文化の構築 (地域福祉)

- 地域福祉計画を策定します。
- 市民の福祉意識を高めます。
- 社会福祉協議会の充実や民生児童委員活動への支援、NPOやボランティア活動の育成・強化など、地域福祉体制の強化を推進します。

誰もが安心して暮らせる生活の支援 (高齢者・障害者・低所得者等)

- 高齢者については、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定を行い、生活支援、介護予防に重点を置いた介護給付及び各種保健福祉サービスの充実を進めます。
- 生涯学習活動や就労機会の拡充などによる、社会参加の促進や生きがいづくりの支援に努めます。
- 障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるようにノーマライゼーションの理念のもとで新たな制度改正を踏まえた障害者計画を策定します。
- あらゆる相談に応じられる体制の整備、障害者が安心して暮らせる生活の場の確保やライフステージの各段階に応じた在宅及び施設サービスの提供、発達障害も含め、障害のある子どもに対する早期療育及び教育の推進、生活支援の充実を図ります。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーなど、生活環境の改善に努めるとともに、スポーツ・文化活動への参加促進、障害の有無を乗り越えた相互理解の促進及び障害のある人の権利擁護対策の推進を図ります。
- 低所得者など経済的に困窮する市民に対しては、要保護世帯の的確な把握や相談・指導の充実を努めるとともに、自立した生活の安定化に向けて就労支援など自立更生の促進に努めます。

地域ぐるみの次世代育成支援 (児童福祉)

- 四国中央市次世代育成支援行動計画の実現を図ります。
- 保育施策のシビルミニマムを示し、保育環境の整備・充実に努めます。
- 保育サービスの提供チャンネルの多様化を進め、迅速な具体化を図ります。
- 「幼保一元化」及び「幼保一体化」の問題について、地域事情を踏まえた検討を進めます。
- 子育て全般について、相談支援機能の強化充実に図り、間口の広い子育て支援に努めます。
- 児童虐待対策については、児童虐待を未然に防ぐために関係機関とネットワークを組んで取り組みます。
- 母子支援施策の中心が児童扶養手当等の給付から自立支援へと大きな転換が示されており、母子家庭等自立促進計画を策定し、自立支援施策の充実に努めます。

生活を支える社会保障の充実 (保険・年金)

- 国民健康保険については、各種保健事業の展開、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化に努めます。
- 国民年金については、制度に対する普及啓発に努め、未加入者の加入促進に努めます。
- 介護保険については、相談体制の強化を図るとともに、ケアマネジメントの充実を促進し、認定から介護給付、アセスメントに至る事業の円滑な実施に努めます。
- 介護予防も含め、介護サービス基盤の充実を促進します。
- 国に対し社会保障制度の一層の充実を要望します。

人材と文化をつくる (生涯学習都市)

本市の発展を担う人間性豊かな人づくり、生き生きとした生涯学習社会を構築するとともに、個性豊かな地域文化の創造、多様な交流活動の展開をめざします。

人権の尊重と男女共同参画社会の実現 (人権・同和教育、男女共同参画)

- 人権問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進め、差別のない社会をめざします。
- 同和教育の早期解決に関しては、学校及び社会における人権・同和教育を推進し、指導体制の充実と意識啓発・研修活動の強化により、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。
- 男女があらゆる分野でともに参加し、協力しあえる男女共同参画社会実現のための計画を策定するとともに、計画推進体制の整備、市民意識の啓発及び女性の社会参画促進等を進めます。

児童・青少年の健全な育成 (児童・青少年健全育成)

- 家庭教育の推進による明るい家庭づくりや子ども会・愛護班等の活動支援、公民館活動を通じた明るい地域づくりを図ります。
- 学校・家庭・地域の連携、有害環境の排除など、市民ぐるみの取り組みを展開します。

学校・地域・家庭が一体となった教育環境づくり (学校教育)

- 幼児教育に関する様々な相談機能を充実するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携体制の強化による幼児教育の充実を図ります。
- 「豊かな心を育む教育」の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携による生徒指導の充実、教育相談体制の充実を進めながらいじめや不登校などの問題に対応するなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進を図ります。
- 自主性や創造性を育みながら各教科の学習や進路指導、障害児教育などの充実により、「確かな学力」を育成し、個性を活かす教育の推進を図ります。
- 学校体育や保健・安全指導、学校給食の充実など健やかな心身の育成を図ります。
- 地域の教育力を活用するなど体験を取り入れた学習、情報化や国際化に対応できる学習、環境や福祉に関する学習など、時代に対応した総合的な学習の時間を充実します。
- 研修・研究の充実による教職員の資質向上、学校施設・設備等の整備充実による教育環境の向上、ゆとりある教育環境の創出を図ります。
- 学校週5日制の下で、社会教育と連携しながら、子どもの地域活動への参加促進や家族で生涯学習に取り組める機会の充実を図ります。
- 幼稚園、学校施設については、今後の少子高齢化の状況も踏まえ、教育的見地からみて、適正な規模の児童・生徒数、学級数を考慮した施設の新築、改築を行うなど教育環境の充実を図ります。

明日を担う優秀な人材の育成 (高等教育)

- 工業系・情報系学科の充実など高等学校における教育内容の充実を促進します。
- 専門学校や短大・大学など、高度で専門的な人材育成機関の立地を促進します。
- 奨学金制度の充実により、高度な教育機会の確保を図ります。

市民一人ひとりが生き生きと輝く生涯学習の推進 (生涯学習)

- 「生涯学習社会」の実現をめざし、生涯学習基本構想を策定します。
- 市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、行政と市民が一体となった生涯学習推進体制の確立、公民館、図書館をはじめ、多様な生涯学習拠点の整備により、「いつでも・どこでも・だれでも」学習が可能となる環境づくりに努めます。

豊かな地域文化の創造 (地域文化)

- 公民館事業における学習メニューの充実・多様化や人材バンクなどを活用した講師・指導者の確保・育成に努めます。
- 学習の成果をまちづくりに活かす生涯学習まちづくり・ボランティア活動の育成に努めます。
- 学校教育と社会教育が一体となった事業の展開を図り、活力ある生涯学習社会の形成をめざします。

スポーツ・レクリエーションの振興と余暇活動の充実 (スポーツ・レクリエーション・余暇)

- 文化の香り高いまちづくりを進めるため、市民の自主的な文化活動の育成を図るとともに、各種芸術文化施設の充実及び利用の促進に努めます。
- 特色ある伝統文化を後世に伝えるため、史跡や文化財を保全・整備するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査と、その保全・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。
- 民俗芸能や伝統行事の保護・継承に努め、後継者の育成を図ります。
- 生涯スポーツの観点から、スポーツ・レクリエーション活動の普及促進に努め、体育施設などの整備を進めます。
- ライフステージやニーズに応じた活動メニューの整備と指導者の確保・育成に努めます。
- 余暇時間の有効な活用のため、豊かな自然資源を活かした余暇活動拠点の充実を図ります。

多様な交流活動の展開 (交流)

- 姉妹都市や各自治体との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、市民主体の交流活動の育成に努めます。
- 農山村・漁村と都市との交流など本市の地域資源や人材を活かした幅広い地域との多様な交流を支援します。
- 国際化に対応した人材を育成し、国際友好都市等との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、民間交流活動への支援など市民主体の交流団体の育成に努めます。
- 青少年の海外派遣など、国際交流機会の充実を図ります。
- 四国の交流拠点都市としての中核的な役割を果たす文化交流施設を整備します。
- 市内に在住する外国人や来訪する外国人に対する情報の提供、外国語表記の案内板の設置などによる交流環境の整備を進めます。



行財政改革の推進

効率的な行政運営の実現（行政改革）

- 企画立案機能の強化や行政評価システムの確立、柔軟な組織づくりなどにより、施策・事業の効率的実施を図ります。
- 事務改善の推進や行政の情報化推進、適性を考慮した人材活用及び資質向上に努めます。
- 合併後の行政の効率化を一層推進するため、公共施設の統廃合や新庁舎の整備を図ります。
- 地方分権に対応するとともに、隣接市町村との連携のもとに広域的な計画を踏まえながら各種施策を推進し、広域行政サービス・ネットワークの構築に向けた積極的な対応を図ります。
- 上記各方針を実現させるための具体策として下記の計画等を策定し、推進していきます。
 - ・行政改革大綱※1・行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）※2・定員適正化計画・アウトソーシング計画（ガイドライン編・実施計画編）・公共施設統廃合将来計画

※1 【行政改革大綱の概要】

平成17年度から同21年度までの5年間において行う行政改革の大綱。その背景と必要性を解説し、新市にふさわしい「協働のまちづくり」を進めます。下記の6項目を重点事項として定め、具体策としては項目ごとに目標数値を掲げた実施計画（集中改革プラン）を策定し、これに基づき実践していきます。

《重点事項》

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (1) 徹底的な事務事業の見直し
○事務事業の整理合理化 | ○アウトソーシング（民間委託・民営化）の推進 |
| (2) 定員管理・職員給与の適正化と人材の育成
○定員適正化計画による人員削減
○分権時代にふさわしい人材の育成 | ○職員給与の適正化 |
| (3) 自主性・自律性の高い財政運営の確保
○財政運営の健全化とわかりやすい財政状況の公表
○補助金の適正化 | ○市税等の徴収率の向上と受益者負担の適正化
○公共工事コストの縮減 |
| (4) 時代に即応した組織・機構等の見直し
○組織のスリム化と目標管理
○電子自治体の推進と市民サービスの向上 | ○公営企業・公社等の経営健全化 |
| (5) 公正の確保と透明性の向上 | |
| (6) 市民参加の推進 | |

※2 【行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の概要】

行政改革大綱に基づき、項目ごとの改革手法と可能な限りの数値目標を設定した計画。その進行管理については、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の「PDCAサイクル」を導入し、進行状況を行政改革調査特別委員会に報告し評価をいただきます。また、インターネット等でも公表し広く市民から意見を求め、行政改革推進本部において改善し、新たな計画に反映させていただきます。

健全な財政運営の推進（財政運営・財政改革）

- 公債費負担適正化計画に基づき、可能な限り繰上償還、減債基金の積立等を図り、起債制限比率を13%以下に抑えます。
- 市税、使用料・手数料など自主財源の拡充に努めるとともに、合併特例債の効果的な活用、その他、国・県補助金等の特定財源の適切な確保に努めます。
- 歳出については、行政改革の推進と経費全般の徹底した見直し、まちづくりにおける市民・企業との役割分担の明確化等により節減合理化を進め、事業の適正な執行とコスト意識の醸成に努めます。

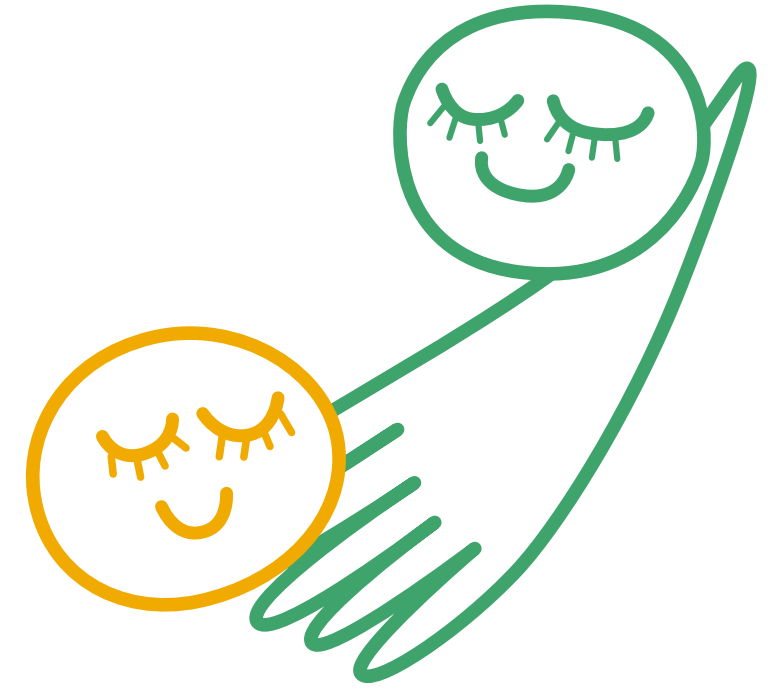
市民意識

調査の概要

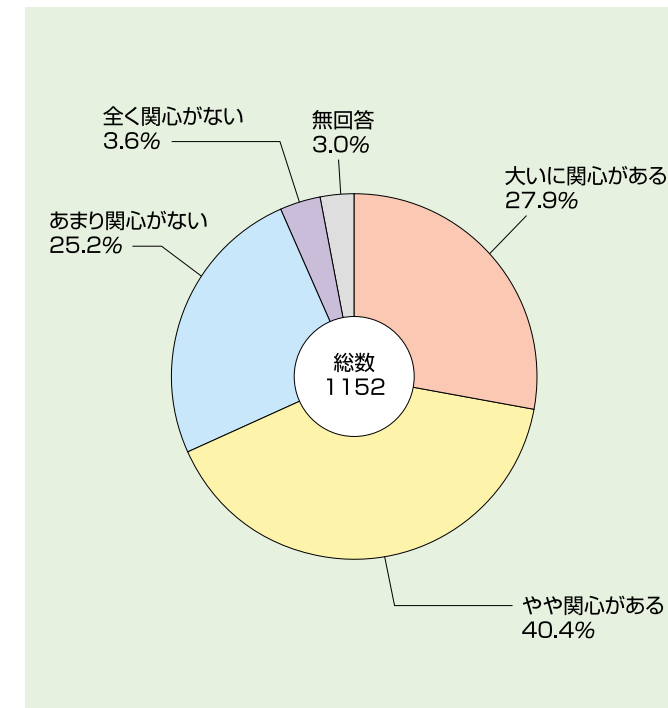
総合計画策定の基礎資料とするため、市民生活の実態や市民意識を把握する目的で調査を実施した。

市内に居住する16歳以上の市民を調査対象とし、住民票から対象者3,000人を無作為抽出した。郵送により調査票の配布・回収を行い、有効回収票数は1,152票（有効回答率38.4%）であった。

※回答率などは小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表記したため、合計が100.0%にならないことがある。また、複数回答方式（マルチ回答）の設問では百分率の合計が100%を超えることがある。なお、グラフ中の数値は百分率である。

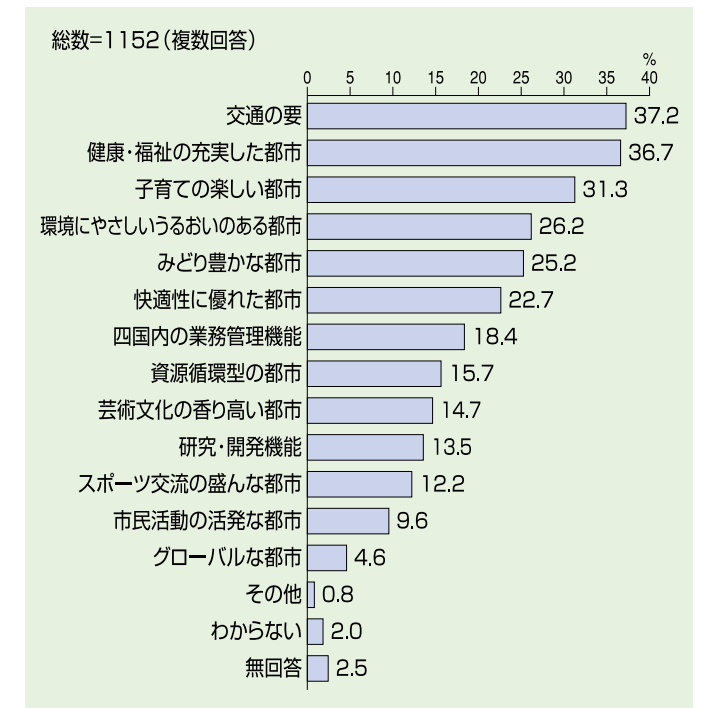


【問1】 市政への関心



最も回答が多いのは、「やや関心がある」の40.4%である。次に多いのは「大いに関心がある」であり、27.9%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「あまり関心がない」の25.2%となっている。

【問2】 市の将来像



最も回答が多いのは、「交通の要」の37.2%である。次に多いのは「健康・福祉の充実した都市」であり、36.7%とこれを若干下回って続いている。第3位は「子育ての楽しい都市」の31.3%、第4位は「環境にやさしいうらおいのある都市」の26.2%、第5位は「みどり豊かな都市」の25.2%となっている。

四国のまんなか

手をつなぎ、明日をひらく元気都市

人がまんなか



全体のイメージは、四国中央都市を目指す人の躍動感と人柄の持つ優しさや温かさ、高速道路の中心的存在を表しています。左右の2本のラインは四国中央市の「S」の字を発展させ、左のブルーの部分は「うみ」、右のグリーン部分は「やま」、中央のオレンジの部分は「まち」をテーマに「活力と情熱」を表しています。

第一次四国中央市総合計画のあらまし
平成17年9月

四国中央市企画部企画課
〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL：0896-28-6000 FAX：0896-28-6056
ホームページ：http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/

第一次四国中央市総合計画のあらまし

平成17年9月